

総社市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第2号

総社市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会公印規則（平成17年総社市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後								改 正 前							
別表（第3条関係） 公印一覧表								別表（第3条関係） 公印一覧表							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管課 (校園)	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管課 (校園)	使用区分	印材	個数
総社市教育委員会印	1	てん書	方30 ミリ	庶務課	教育委員会名を もってする文書 全般及び刷込み を必要とする文 書	木	1	総社市教育委員会印	1	てん書	方30 ミリ	庶務課	教育委員会名を もってする文書 全般	木	1
〃	2	〃	方10 ミリ	〃	納付書、納入通 知書、刷込みを 必要とする文書 その他教育委員 会が定める文書 及び電子印影用	〃	1	〃	2	〃	方10 ミリ	庶務課	納付書、納入通 知書その他教育 委員会が定める 文書	〃	1
〃	3	〃	方21	〃	教育委員会指	〃	1	削除	3						



改正後							改正前								
社保育所之印			ミリ	育所	もってする文書										
総社市立総社保育所長之印	110	"	方 21 ミリ	"	総社保育所長名をもってする文書	"	1								
総社市立総社東学校給食共同調理場之印	111	"	方 30 ミリ	総社東学校給食共同調理場	総社東学校給食共同調理場名をもってする文書	"	1	総社市立総社東学校給食共同調理場之印	109	"	方 30 ミリ	総社東学校給食共同調理場	総社東学校給食共同調理場名をもってする文書	"	1
総社市立総社東学校給食共同調理場所長之印	112	"	方 21 ミリ	"	総社東学校給食共同調理場所長名をもってする文書	"	1	総社市立総社東学校給食共同調理場所長之印	110	"	方 21 ミリ	"	総社東学校給食共同調理場所長名をもってする文書	"	1
総社市立総社西学校給食共同調理場所長之印	113	"	方 21 ミリ	総社西学校給食共同調理場	総社西学校給食共同調理場所長名をもってする文書	"	1	総社市立総社西学校給食共同調理場所長之印	111	"	方 21 ミリ	総社西学校給食共同調理場	総社西学校給食共同調理場所長名をもってする文書	"	1
総社市中央公民館長之印	114	"	方 24 ミリ	総社市中央公民館	総社市中央公民館長名をもってする文書	"	1	総社市中央公民館長之印	112	"	方 24 ミリ	総社市中央公民館	総社市中央公民館長名をもってする文書	"	1
総社市東公民館長之印	115	"	方 24 ミリ	総社市東公民館	総社市東公民館長名をもってする文書	"	1	総社市東公民館長之印	113	"	方 24 ミリ	総社市東公民館	総社市東公民館長名をもってする文書	"	1
総社市西公民館長之印	116	"	方 24 ミリ	総社市西公民館	総社市西公民館長名をもってする文書	"	1	総社市西公民館長之印	114	"	方 24 ミリ	総社市西公民館	総社市西公民館長名をもってする文書	"	1
総社市昭和公民館長之印	117	"	方 24 ミリ	総社市昭和公民館	総社市昭和公民館長名をもってする文書	"	1	総社市昭和公民館長之印	115	"	方 24 ミリ	総社市昭和公民館	総社市昭和公民館長名をもってする文書	"	1
総社市山手公民館長之印	118	"	方 24 ミリ	総社市山手公民館	総社市山手公民館長名をもってする文書	"	1	総社市山手公民館長之印	116	"	方 24 ミリ	総社市山手公民館	総社市山手公民館長名をもってする文書	"	1
総社市清音	119	"	方 24	総社市	総社市清音公民	"	1	総社市清音	117	"	方 24	総社市	総社市清音公民	"	1

改正後							改正前								
公民館長之印			ミリ	清音公民館	館長名をもってする文書			ミリ	清音公民館	館長名をもってする文書					
総社市立図書館長之印	<u>120</u>	〃	方 24 ミリ	総社市立図書館	総社市立図書館長名をもってする文書	〃	1	総社市立図書館長之印	<u>118</u>	〃	方 24 ミリ	総社市立図書館	総社市立図書館長名をもってする文書	〃	1
総社市青少年育成センター所長之印	<u>121</u>	〃	方 21 ミリ	青少年育成センター	青少年育成センター所長名をもってする文書	〃	1	総社市青少年育成センター所長之印	<u>119</u>	〃	方 21 ミリ	青少年育成センター	青少年育成センター所長名をもってする文書	〃	1
総社市立総合文化センター館長之印	<u>122</u>	〃	方 21 ミリ	総合文化センター	総合文化センター館長名をもってする文書	〃	1	総社市立総合文化センター館長之印	<u>120</u>	〃	方 21 ミリ	総合文化センター	総合文化センター館長名をもってする文書	〃	1
総社市勤労青少年ホーム館長之印	<u>123</u>	〃	方 21 ミリ	勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム館長名をもってする文書	〃	1	総社市勤労青少年ホーム館長之印	<u>121</u>	〃	方 21 ミリ	勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム館長名をもってする文書	〃	1

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。